

令和6年度山形県森林審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月2日（月） 午後2時15分から午後3時40分
- 2 場 所 山形県建設会館 中会議室 No. 1
- 3 出席者

【森林審議会委員】14名中13名出席

芦谷竜矢、出井裕之、大泉みどり、熊谷由美子、黒田三佳、佐藤景一郎、忠鉢春香、高橋栄美子、内藤いづみ、（野木桃子）、野堀嘉裕、添谷稔、松田賢、四柳哲也

委員14人中 13人出席 ※（ ）は、欠席委員

うち議事録署名人： 芦谷竜矢、熊谷由美子

【県】22名

4 議事

[事務局（司会）]

大変お待たせいたしました。ただいまから令和6年度山形県森林審議会を開会いたします。私は本日の進行役を務めます森林ノミクス推進課の八矢と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。本日の審議会は野木桃子委員が所用により欠席となっております。委員14名中、13名から御出席をいただいておりますので、山形県森林審議会運営要綱第3条の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。それでは開催にあたり、星農林水産部長から御挨拶を申し上げます。

【星農林水産部長あいさつ】

いつもお世話様でございます。農林水産部長の星でございます。山形県森林審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。本日は、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日ごろ森林・林業・木材産業の振興に格別のお力添えをいただき、重ねてお礼申し上げます。

本県では7月25日からの記録的な大雨により、最上・庄内地域を中心に甚大な被害が発生しました。森林関係におきましては、林地や林道施設の崩壊、きのこ生産施設の浸水など632箇所、約63億円の被害が報告されております。県といたしましては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。委員の皆様におかれましても、引き続き御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本県で関係者の皆様と一丸となって取り組んでいる「やまがた森林ノミクス」につきましては、主伐・再造林等の森林整備や県産木材の加工流通体制の強化、公共・民間施設の木造化・木質化など、森林資源の循環利用に向けて総合的な取組みを推進しており、令和5年産の県産木材生産量は59万m³、主伐・再造林面積は155haとなるなど、着実に成果を上げております。本年4月には、「東北農林専門職大学」が開学し、森林業経営学科では、9名の第一期生が意欲的に学んでいるところであり、優れた技術と経営力を持つ国際競争力のある人材の育成にも力を注いでまいりたいと考えております。

また、令和3年に策定した「第4次農林水産業元気創造戦略」が最終年度を迎え、現在、次期戦略

の策定に向けて検討を進めているところです。今後も、関連する施策を総合的に展開しながら、「やまがた森林ノミクス」を更に加速してまいりたいと考えておりますので、皆様方から、一層の御理解・御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審議会は、「地域森林計画」の樹立と変更についてご審議いただくほか、林地開発許可、保安林の指定についても報告させていただきます。委員の皆様には忌憚ない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

[事務局（司会）]

ありがとうございました。本日の審議会は、委嘱後初めての開催でありますことから、お配りしました森林審議会委員名簿順に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

山形大学農学部食料生命環境学科教授の芦谷竜矢委員です。一般社団法人山形県林業コンサルタント理事長の出井裕之委員です。ATOM（アトム）設計室代表の大泉みどり委員です。有限会社熊谷伊兵治ナメコ生産所の熊谷由美子委員です。人材育成アカデミーローズブレン代表の黒田三佳委員です。山形県森林組合連合会代表理事会長の佐藤景一郎委員です。東北森林管理局山形森林管理署署長の添谷稔委員です。認定こども園さゆり幼稚園園長の高橋栄美子委員です。温海町森林組合職員で森林施業プランナーの忠鉢春香委員です。古澤・内藤法律事務所主任研究員の内藤いづみ委員です。林業女子会山形の野木桃子委員です。本日は、欠席となります。山形大学農学部名誉教授の野堀嘉裕委員です。山形県木材産業協同組合理事長の松田賢委員です。米沢地方森林組合職員で青年林業士の四柳徹也委員です。以上、委員 14 名でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして議事に入りたいと存じますが、その前に会長の選任についてご報告いたします。会長の選任につきましては、森林法第 71 条第 1 項の規定により、委員の皆様の互選により選出していただくこととなっておりますが、事前に委員の皆様から推薦いただき、野堀嘉裕委員が会長に選出されておりますので、ご報告いたします。それでは山形県森林審議会運営要綱第 4 条の規定により、議長は野堀嘉裕会長にお願いいたしますので、一言御挨拶をいただいてから、進行をお願いいたします。

<野堀会長>

今回、森林審議会第 1 回目ですが、保全部会の方が先にスタートせざるを得ないということで、急遽電子メール等を使った上での会長の選出となりました。これについては、私がお詫び申し上げても仕方がないですが、ちょっと手続きが前後したかなという気はしました。

皆さんの御了解が得られましたので、進めさせていただきます。昨今デジタルトランスフォーメーションという言葉がテレビなどでも頻繁に聞かれるようになってきましたが、林業の世界でも DX 化が近いという声も一方で聞こえてきます。森林審議会でも扱う情報源というのはある意味デジタルトランスフォーメーションの元祖といっても良い情報だと私は考えています。ただし実際の森林資源の量との乖離というのが、若干問題だなと思っているところです。一方、森林に対する航空機レーザ計測などを使った森林資源探査も進んでいますので、森林計画の情報源と実際の森林の数値的な乖離というのを小さくしていくことがこれからの大切な課題だと考えています。貴重なデータの詰まったハードディスクが神棚に祀られているなんていうことが起きないように今後していかなきゃいけないだろうとつくづく感じている次第です。

新しい技術やデータをどのように活用していくのか、これから問われる時代になってくるだろう

と思います。今回は報告事項2件、審議事項2件の計4件の議題がありますので、皆様のご協力によってスムーズに進行していきたいと考えておりますので、ぜひご協力よろしくお願いいたします。

議事に入る前に2点確認事項がございます。1点目は会長の職務代行者についてです。森林法第71条第3項の規定により、会長に事故のあるときは、委員の中から互選された方がその職務を代行することとなっておりますので、当方から佐藤景一郎委員を推薦いたしますが、皆様よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

<野堀会長>

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。会長の職務代行者を佐藤景一郎委員に決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。2点目は所属部会および部会長についてです。山形県森林審議会運営要綱第6条で規定している森林保全部会と森林保護部会同要綱第7条第2項で規定している企画委員会については会長が指名することとなっております。

既に当方から別添の山形県森林審議会委員名簿の通り指名させていただいておりますので、各委員各自ご確認よろしくお願いいたします。それでは暫時の間議長を務めさせていただきます。本日の議事につきましては報告事項が2件、協議事項が3件となっております。

円滑な進行に皆様のご協力をお願いいたします。最初に、山形県森林審議会運営要綱第5条の定めによる議事録署名人を指名いたします。議事録署名人として、芦谷竜矢委員、熊谷由美子委員のご両名をお願いいたします。

(芦谷委員・熊谷委員)

異議なし

<野堀会長>

ありがとうございます。それでは早速ですが、議事の「(1) 報告事項」に入ります。はじめに報告事項「ア 林地開発の許可について」、事務局から報告をお願いします。

報告事項

ア 林地開発の許可について

[事務局：日沼森林保全主幹]

「林地開発の許可」について、資料1により説明。

<野堀会長>

ただいまの報告に関しまして、御質問を受けたいと思います。内藤委員。

(内藤委員)

新規開発許可につきまして下の変更許可のところも参考にしながら拝見しますと、開発行為に関わる森林面積と開発行為をしようとする森林面積、約2倍弱ぐらいになっているのですが、そのあたり、開発行為をしようとする森林面積がかなり多い印象を受けるのですが、そのあたりご説明いただ

けますでしょうか。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：日沼森林保全主幹]

開発行為に係る森林面積というのは実際に土地の改変をする面積でございまして、この周囲に例えば土砂が流れ出ないようにという目的や騒音防止の目的で残置森林という手をつけない森林を配置しております。

この残地森林の面積が大きい、あるいは林帯幅が広ければ広いほど、この開発行為をしようとする森林面積が大きくなるということになります。

<野堀会長>

内藤委員よろしいですか。

(内藤委員)

だとしたら残置森林の面積もわかるようにしていただくいいのかなと。そうでないと、どのぐらいの森林面積かということが県民の目からはわかりにくいのかなという印象を受けますがいかがでしょうか。

<野堀会長>

事務局いかがでしょうか。

[事務局：日沼森林保全主幹]

ありがとうございます。記載については内部で検討させていただきます。

<野堀会長>

他に御質問・御意見等ありましたら挙手をお願いします。森林保全部会の委員の方、もし関係している方がいらっしゃいましたら、御意見・御質問あればお願いします。芦谷委員。

(芦谷委員)

先ほどの部会の方でも出ましたけども、林地開発をしていく中で業者の方で境界がわからなくて、たくさんやってしまったという例がありましたので、そこを未然に防ぐようにしておく必要があるということで、先ほど会長も言われましたけども、ドローンの活用とかそういった方法で今だと簡単に見えるようになってきましたので、管理・監督というところで、誤ってというか故意も含めて開発が拡大しないようにきちんと管理・監督をしていくことがまず必要かなと思います。それから、これは意見として出たところではありますけども、今後開発が多くなってきた場合に、今までだと行政指導で済ませていたところですが、やはりもう少し厳しい罰則も必要ではないかということで、今後あった場合は、条例の中で氏名の公表など、そういった罰則も加えていただきたいというような意見が出ていました。もし委員の方で補足等ある方がおられましたら、よろしく願いいたします。

<野堀会長>

どなたか、保全部会の委員の方で御意見あるようでしたらお願いします。おそらく本審議会の委員の方で保全部会関係ない方は、何のことかわからないとなってしまうだろうと思いますが、私は事前に聞いておりましたので芦谷部会長の発言が大変よくわかりました。その通りだなと思って聞いております。保全部会の委員の方々も納得されていらっしゃると思いますので、特に意見ないようでしたら、他の委員の方は意見の出しようがないと思いますので、先に進めさせていただきたいと思います。

[事務局：福井森林ノミクス推進課長]

議長。最後の「その他」のところ部会の概要についてご説明させていただきますので、そこで何か御意見いただければと思います。よろしくお願いします。

<野堀会長>

わかりました。助け舟ありがとうございます。どうしようかなと思って悩んだところでした。特に他に御質問ありませんようですので、先に進めさせていただきます。

続きまして「(1) 報告事項」の「2 保安林の指定および解除」につきまして、事務局から報告をお願いします。

報告事項

イ 保安林の指定および解除について

[事務局：日沼森林保全主幹]

「保安林の指定および解除」について、資料2により説明。

<野堀会長>

はい。ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、御質問、御意見ありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

特に御質問ないので、「(2) 審議事項」に入ります。初めに諮問を受けております審議事項「ア 最上村山地域森林計画における地域森林計画の樹立について」、それから、審議事項「ウ 庄内森林計画における地域森林計画の変更について」までを一括して審議したいと存じます。事務局から説明をお願いします。

審議事項

ア 最上村山森林計画区における地域森林計画の樹立について

イ 置賜森林計画区における地域森林計画の変更について

ウ 庄内森林計画区における地域森林計画の変更について

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

「最上村山森林計画区における地域森林計画の樹立（案）」、「置賜森林計画区における地域森林計画の変更（案）」、「庄内森林計画区における地域森林計画の変更（案）」について、資料3により説明。

<野堀会長>

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関しまして、皆様から御意見、御質問をお願いします。はい、佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

5ページと6ページですが、間伐の最上村山で134ha減っている理由としては、期間がこのピラミッド状で固定と言ったので、数字的には134ha減っている感じがしますが、5ページの現状の分析に人工林面積が38,453haで云々と書いてありますが、要するにこれから利用期に入って、現状は非常に間伐が必要だということが書いてあります。我々の森林組合で組合員の皆様方からのお話を聞くと、やっぱり間伐が必要だよねと、間伐がしたいけれどもなかなかできないねという話をしています。これは予算上の問題も結構あって、やりたい面積の7割ぐらいしかやれてないというのもあるのですが、そこはそれとして単純に期間がずれたことによって134減るとするのは、こういう計画上、仕方のないことなのではないでしょうか。

<野堀会長>

事務局をお願いします。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

資料の6ページ目の計画量のところになります。最上村山については現行計画が間伐1,196千 m^3 で、新しい今回の計画では1,006,200 m^3 という数字かと存じます。ここについては先ほど参考資料としてご覧いただいた資料の通りですが、もととなる全国森林計画において、黄色の部分の前計画に対して昨年策定されたオレンジの現計画が、主伐材積が増えて間伐材積が減ることになっております。これは齢級全体の構成の中で、間伐の齢級から主伐利用期の齢級にだんだん移っていくということで、間伐の対象となる齢級そのものは減っていくということを受けて、国の計画では間伐材積は減となると、つまり間伐の面積も減になるということになっています。今回の最上村山については、昨年の現行計画と書いてあるところで大幅に数字を落としていますけれども、なお、この前計画は4年前の計画が入っていたのに対して、今回は10年分全て新しい国の計画の内数という形で数字を示されていますので、その分、若干ですが134千 m^3 の減になったということです。この数字が意味していることについては、6ページの一番下の全森林計画区の合計のところの間伐の材積が約200万 m^3 という数字がございます。県内全体で、10年間で200万 m^3 という数字になっております。10年間なので1年間にしますと、20万 m^3 分ということになります。地域森林計画の資源上の話なのですが、間伐のhaあたり材積というのを大体60 m^3 ぐらいで計算しておりますのでそれで割り戻すと、年間3,300haぐらいという数字になります。あとは佐藤委員がおっしゃった通り、間伐については補助金がなかなかつかないということで、現在では2,000haぐらいの間伐実績となっております。委員がおっしゃるように、まだまだ間伐する必要があることは、この計画上でも申し上げるところですが、やはり間伐の予算については、なかなか追いついていないということで、計画量まで間伐していただきたいですが、現実としては、そこまで追いついていかないというような数字かと存じます。

<野堀会長>

佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

完璧な答えなのですが、これから森林ノミクスで200ha どうにかしていくわけですね。そうすると三角形が、右の方で少し上がっているような状況になっていますが、今後少しずつ積み残しが出てくる間伐の中で、先取りをしながら、ピラミッド上はこうかもしれませんけど、やはり中身として、積み残しのない間伐をやりながらということなので、ぜひその辺のところは、お考えになっていただいた方がいいのかなと思います。この中で▲134 と入ると、現場を預かるものとしてはショックを受けるので、その辺のところはどうなのかなと思って質問させていただきましたが、これから森林ノミクスがだんだん良くなってくると、そういうような考え方も必要じゃないかというようなことを思います。

<野堀会長>

はい、貴重な御意見ありがとうございます。私が冒頭挨拶で述べました森林資源量の実態とデジタルデータがどんどん乖離しつつあって、収穫表の数値のまま推移していくと乖離はもっと広がっていくことになると思います。間伐適期の森林から皆伐適期の森林に変わっていくことも理由の一つですけど、高齢級になるに従って成長力を増してくる森林も中にはあります。だから間伐適期が遅れていくという想定だと、この134はもう少し減らしていくことにもなるかなと思います。多分、佐藤委員の言いたいところはその辺なんじゃないかなという気がします。よくわかりました。ありがとうございます。

他に御意見・御質問等ありませんでしょうか。出井委員お願いします。

(出井委員)

11 ページの治山事業のところですけども、最上村山森林計画について、現行計画地区数が136で、新計画は91になってマイナス45ということで、終わったところを除いているという表現もされていますが、最近の温暖化のせいなのかわかりませんが、線状降水帯の発生頻度が高まったりして、森林の持っている保全能力を超えて、災害が発生するようなこともあるので、そういったときには、治山事業でその分カバーしていくことが必要になってくると思いますので、いろいろ予算の制約とか、全国森林計画との兼ね合いがあると思いますが、やはりある程度しっかりやっていく必要があるのかなと思っていて、マイナスになっているのが気になっていました。あともう一つ、雨に関連して森林の持っている能力を超えたときにはもう流木も流れ出しまして、最近能登の豪雨とか他の地域もそうですけども、流木が橋に引っかかって悪さをしてその上流であふれるという事例も増えていますので、そういった流木対策を何がしかやっつけていかないといけないのかなと思っております。やはり若返らせるというのも非常にいいですけども、ちょっと時間がかかると思いますので、対策をやっつけていく必要があると思いますので、これは意見としてですけども、減っていくというのは実績が減ったのではなく、全体的なその計画の箇所数が減りつつあると理解してよろしいのでしょうか。

<野堀会長>

これは質問としてですので、最初の方は御意見として、後の方は御質問として受けます。事務局お願いします。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

治山事業の数量の御質問かと存じます。今回、最上村山の方で45ヶ所減ったものですが、その中身として、これまでの5年間の間に事業完了した箇所が多数含まれていることもありまして、前計画に対しては55地区の削減を行ったところですが、その一方で今回の置賜庄内と同じく、災害復旧のために必要な実施箇所として、10地区追加したところですが、差し引きで45地区の減となっております。最初の冒頭の御意見等の中に全国森林計画との兼ね合いという御質問もございましたが、治山事業についても、全国森林計画の中での割り振り数字というのがございまして、昨年割り振り数字は、県内全体で310箇所という目安がきております。現計画では合計332箇所、新計画では290箇所ということで、数字そのものの大きさは国の割り振りの範疇の中と理解をしております。なお、290箇所の指定がありますが、直近でいま治山事業として実施している箇所が60箇所程度ですので、まだまだやる必要があるところはあると認識しております。そのあたりは地元の同意とか、予算とかそういうものもあろうかと思いますが、山地災害の危険を防止するような箇所については計画的に優先順位を決めて治山事業を展開していく考えです。

<野堀会長>

出井委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に御質問・御意見等をお願いします。はい、どうぞ芦谷委員。

(芦谷委員)

今回の計画は令和2年からの変更ということで、人工造林の計画がおそらく令和2年のあたりからずっと続いてきたと思いますが、5ページ目の齢級構成表の中には、新しく造林したところは、まだ入っていないのでしょうか。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

概要のこの表だと表のオーダーが大きくてわかりにくいのですが、今回樹立に当たっての最上村山地区の1齢級の面積は、約130haほどございます。伐採をして2年以内に植栽をする、または5年以内に天然更新を完了するというような中で、天然更新については更新まで5年間かかるということがございますので、1齢級については全て人工林の面積となっております、130haほど再造林がなされているということでございます。

(芦谷委員)

まだまだそのぐらいかなというのはわかりました。わかりやすく県民に説明するときに、例えば10年後にはこうなりますよというようなものがあると、よりわかりやすいかなと思いましたので、これは意見ですので以上です。

<野堀会長>

はい、貴重な御意見ありがとうございました。前に作った計画が5年経って新しく見直すことにな

りますけども、ズレがありますよね。それからカバーしているところもあります。それを両方加味してこの数字になっているということは、非常にわかりにくいですけど、計画ですから今示されているのが現実です。

他に御意見・御質問ありませんでしょうか。他にございませんようですので、審議事項1から3については、適当であると認めて、答申してよろしいでしょうか？

(各委員)

異議なし

<野堀会長>

ありがとうございます。以上で審議事項を終了いたします。

それでは、議事の「(3) その他」に移ります。初めに、本審議会の前に山形県森林審議会森林保全部会が開催されまして、「上山市における林地開発行為の変更許可について」の審議が行われましたので、その結果を報告いただきたいと思います。先ほど私が最初の報告事項のところでちょっと先走りました。ここで正確な話が出てきますので、よろしく申し上げます。森林保全部会長であります芦谷委員から審議結果についてご報告をお願いします。

[事務局：日沼森林保全主幹]

議長。この開発行為の内容について、先に事務局からご説明させていただきます。

<野堀会長>

はい。それでは先に事務局から開発行為の内容について説明をお願いしたいと思います。

[事務局：日沼森林保全主幹]

「上山市内における林地開発行為の変更許可について」、参考資料により説明。

<野堀会長>

ありがとうございます。それでは、芦谷部会長、解説をお願いします。

(芦谷委員)

先ほどの説明に基づきまして、森林保全部会の方で審議を行いました。最初の報告事項のところでも言った通りですが、今回非常に大規模すぎる違反であること、また業者にその原状復帰といいますか緑化を徹底させることが必要だろうということで、許可判断にあたって、必須条件に加えて、業者から原状復帰の進捗状況を年に1回程度出させるとか、その他のその条件をつけて許可をするということで、保全部会として答申を出すということです。実際の審議会の答申内容については事務局と調整して今後また出す予定としております。以上です。

<野堀会長>

はい、ありがとうございました。部会の意見としては、認めるというふうになったっていうことでしょうか。

(芦谷委員)

条件を出してということですね。

<野堀会長>

わかりました。ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、委員の皆様、御意見・御質問等をお願いします。はい、内藤委員。

(内藤委員)

最初に今回の違法行為に関して罰則の適用はされているのでしょうかという御質問を申し上げました。今まで変更許可に関しては通常に行われていたので、今までこのような違法行為や違法な開発がされた後に業者が申告し、その後遵守しますというだけで、許可の取り消しもなく、残地・跡地をどういうふうにするかっていうことで変更許可という手続きを取ることによって行政の監視下に置き、原状回復に努めさせるという考えは十分理解できるのですが、いろんな業者がいて、散々乱開発をしてから、今後県に従いますと言って業者は既に利益を得て開発は終わっている。原状回復するにしても林地に関してはなかなか時間がかかる問題を考えると、今後に関しては、やはり未然に防止する方法っていうのを十分考えていくべきではないかと思っております。現在の段階では中止命令や復旧ということだけですが、条例を制定して、それで業者の氏名の公表であるなり、少し踏み込んだことをしないと、乱開発というのはなかなか防止できないのではないかと。やはり山形県が森林ノミクスを推進していく上において、これほど森林開発や森林保護に努めていく姿勢としては、少し踏み込んだ展開をしてもいいのではないかという意見を申し上げた次第です。

<野堀会長>

はい、ありがとうございます。他に保全部会の委員の方からの意見ありましたらぜひお願いしたいと思います。佐藤委員。

(佐藤委員)

3ページの大きい図面について、GNSSである程度区域をやっていたとのことですが、黒線の形をみると、下の方は明らかに故意でやったとしか思えないような感じですが、こういうのはちょっと考えられないというか、当然罰則もあってもいいのかなと思いますし、東邦採石という会社がこういう行為をしたのは初めてですか。以前にも多分あったのではないかと思いますけど、そうすると明らかにこれは故意でやったと認めざるを得ないところがあるのであれば、やっぱり健全と対応すべきだと私は思いますけれども、どうでしょうか。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：日沼森林保全主幹]

故意であると思われる方もいらっしゃると思いますけれども、現状、故意であるということを立証することは難しい、できないと考えております。

<野堀会長>

この青い線とその赤でメッシュになっているところの形が違いすぎていることについて、多分地形によるのかなど、それから本来であれば GNSS とか、精度の高い GPS、ドローンを使って、事前にデータを出しておいて、この青い区域が妥当だということ本来持っているべきだと思います。芦谷委員が最初のところでおっしゃっていましたが、そういう制約というのはかけられないのでしょうか。命令できないのでしょうか。

[事務局：日沼森林保全主幹]

条件の方にそういう管理をさせるということは考えております。

<野堀会長>

その結果をいつまでに出せとかいうことは、もう指示してあるのでしょうか？

[事務局：日沼森林保全主幹]

許可の区域について、GNSS のデータを出させて、座標データで現地の方も県も管理・確認をしていくと。その進捗具合についても、毎年出させるとかですね。そういう条件についてこれから詰めますけれども、今後についてはそういう管理をしていきたいと考えております。

<野堀会長>

定期的に出させるということは多分有効なのだと思います。他に御意見ございますか。そしたら黒田委員から。

(黒田委員)

ここに来ているのは県民を代表してお役目を預かってきていると思いますので、その上でやはり県民の皆様が安心安全に暮らしていくということについて、こういう説明で納得できるのかというとなかなか難しいものがあると感じております。やはり森林の乱開発に関して、今県民の皆さんは特に置賜地区、非常に心配している状況です。その上で、この行為が乱開発を未然に防ぐということに力を果たすようなことにならなくては、今後大変不安です。

<野堀会長>

はい、ぜひ行政指導は、今後こういうことが広がらないようにということを考えてやっていただきたいですね。

(黒田委員)

そうですね、この「林地開発許可制度」の「監督処分と罰則」という7の事項に関しましても、現状に合った形に制度を変えていく必要があると同時に、許可基準として災害の防止、水害の防止とありますが、そういうデータやこういう表に入らない部分での、例えば乱開発が起こった場合、ダンプがたくさん通って、県民の生活がちょっと心配になったりとかそういうことがあると思いますので、そういうことに関しましても県民を代表して申し上げたいと思います。

<野堀会長>

ありがとうございました。大泉委員どうぞ。

(大泉委員)

はい、同じように未然に防ぐことに関して何らかの対策をしていただきたいということと、こういったことがこの業者、他の業者に関しても続かないように、実際今回こういった事例が上がった業者に対してのペナルティというか、1回こういった行為を行ってしまうと次回の申請のときの審査基準が高くなる、それから、審査を通ったとしても、終わるまでの報告なり、管理状況の細かい報告がプラスされるようなそういったペナルティですよね。1回するといろいろ面倒くさいよねっていうことを感じてもらえるような基準を望みたいと思います。

<野堀会長>

はい、貴重な御意見ありがとうございました。他にございますか。添谷委員。

(添谷委員)

保全部会で発言していないのが私だけだったみたいなので一言申し上げますけども、先ほどの部会で私からもこういう許可区域外の開発行為が非常に広範囲にわたっているっていうことで、毎年1回県の方が現地行ってチェックされているということだったのですが、それでも気づかなかったということなので、こういう事案を今後どうチェックしていくかという、そういったメカニズムみたいなものをしっかり立てていただければありがたいなと思いました。これは今回たまたま民有林ですけど、国有林も採石している現場がありますので、他人事ではないという感じです。ドローンを飛ばして初めてわかったということになると、その以前っていうのはどこまでたらめなのかということになってしまいますので、国有林も含めてこういった事案が生じないようにしっかりチェックしていくことに尽きるのかなと感じた次第でございます。よろしく申し上げます。

<野堀会長>

はい、ありがとうございました。松田委員はいかがですか。

(松田委員)

そうですね。先ほどの会議だいがこの件で喧々譁々やりました。変な意味で応援というか、会社が近くて昔から知っているのも、そこそこ堅い会社で、上山でも何十年もやっていて、上山市との信頼関係もあるという保護するような発言をしてしまいました。ただ、委員の皆さんがおっしゃるように、3年前に社長交代をして世代が変わって。以前は山形銀行あたりからも出向に行っていて、結構しっかりされていると思っていましたが、企業も生き物なので、我々も民間企業っていうのは責任を持ってやっています。やはりミスをしたら、ペナルティが必ず来ますので、これは社会の原理原則だと思っていますので、一応まともな会社と言っておきますけども、あまりなあなあにならないように、前例を作らないような方法でやっていただければいいのかなと思います。

<野堀会長>

はい。貴重な御意見ありがとうございました。それでは保全部会の委員の方々から、全員意見をいただきましたかね。出井委員すみません。お願いします。

(出井委員)

1回岩石採取して崩してしまうと、原型復旧はもうほぼ不可能ですよ。早期に緑化をするしかないですが、元に戻せというのは技術的にもちょっと難しいので、やはりここは適正にさせるのが一番いいと思います。部会でも言いましたが、何も無いというわけにはいきませんので、区域の管理を毎年出させて、それに基づいて県の方でチェックするというのを徹底して行って、あとは緑化が着実にしてあるかどうかですね。ここは沢地形で下に1級河川の須川がありまして、起きれば土石流っぽい起き方をするタイプなので、流出しないように対策を確認していくことが一番良い方法かなと思います。

<野堀会長>

はい、ありがとうございました。時間も超えているようですので、これで御質問を閉じさせていただきますと思います。この他、委員の皆様から話題提供や御意見などがあればお願いします。はい、芦谷委員。

(芦谷委員)

そういうところで言いますと、結構県の役割がかなり大きくなってきていて、開発の監督ですとか、あるいは土砂崩れの防止などでかなり大変になると思います。その中で予算措置もそうですけども、県にどのぐらいドローンがあるとか、人員が足りているとか、逆にそちらの方が大変かなと思いますので、より一層、山形県の森林に対する予算をもう少しきちんと増やしてもらってやっていかないといけないのではないかと思いますので、森林審議会の方からも要請をしておいた方がいいかなと思います。以上です。

<野堀会長>

私からもぜひ予算の確保をお願いしたいと思います。他には特にないようですのでこれで本日の議事は全て終了させていただきます。委員の皆様のご協力に心より感謝して、議長の務めを終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

[事務局：司会]

はい、野堀会長、円滑な議事進行どうもありがとうございました。続きまして次第の「4 その他」に移ります。皆様から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは閉会の挨拶を福井森林ノミクス推進課長が申し上げます。

[事務局：福井森林ノミクス推進課長]

はい。本日はご多忙の中ご出席いただきまして、また熱心なご審議、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。部会、それから本会議におきまして本日いただいたご提言につきましては特に林地開発の関係の違反に対する未然防止策、再発防止策の必要性の御意見を賜りましたので、それにつきましては今後の施策に生かしてまいりたいというふうに思っております。それから今年度の

審議会は、今回のみの予定となっておりますが、来年度は、近年庄内海岸林で松くい虫被害が拡大しておりまして、現在県で防除対策見直しについても検討しているところです。来年度は森林保護部会におきまして、その内容について、ご審議いただきたいと考えておりますので、またその際はご案内差し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。それではこれもちまして本日の山形県森林審議会を閉じさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(終了 15:40)